

# 水際検疫強化の状況

口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザなどの家畜の伝染病が我が国に侵入するのを防ぐため、動物検疫所では、発生国からの畜産物の輸入禁止、国際線の到着する全ての空海港（約80か所）での入国者の靴底消毒やフェリーにより上陸する車両の消毒等を実施。

また、平成23年10月から、口蹄疫等の発生国からの全ての直行便を対象に、機内アナウンス等により、海外での家畜の接触歴等の質問を行い、必要に応じて手荷物の消毒や衛生指導を実施。

## 【渡航者や入国者に対してお知らせ及びお願いしていること】

- 1 現在、アジアをはじめ世界各国で、口蹄疫や鳥インフルエンザなどの伝染病が発生しています。
- 2 検査証明書の無いビーフジャーキー、ハム、ソーセージなどの肉製品の日本への持ち込みは禁止されています。
- 3 海外で、牛や豚、鶏などの家畜のいる場所に行くことは、できるだけ避けてください。
- 4 日本への入国時には、全ての方を対象に靴底の消毒を実施しています。
- 5 海外で家畜のいる場所に行った方や日本国内で家畜に触れる予定のある方は、入国時に、手荷物引き取り場内にある「動物検疫カウンター」にお立ち寄りください。入国時に「動物検疫に関する質問票」が配られたり、質問が行われることがあります。

**海外へ旅行・日本へ入国される皆様へ**

現在中国、韓国、ロシア、モンゴル、台湾などにおいて  
**動物の悪性伝染病である口蹄疫、  
鳥インフルエンザ**が発生しています。

There has been outbreaks of malignant animal infectious diseases such as foot-and-mouth disease (FMD) and Avian Influenza in China, Korea, Russia and Taiwan etc.

**注意！ Caution!**

ほとんどの国からの肉、ハム、ソーセージ、ベーコンなどの肉製品は日本へ持ちこむことはできません。許可なく持ち込んだ場合は処罰されます。

It is prohibited by Japanese law to bring meat, sausages, bacon or any other meat products into Japan without permission from the Animal Quarantine Service. Those who bring those products into Japan without permission could be prosecuted.

日本到着時に履き物の消毒を行っています。  
海外では家畜を飼養している農場などへの立ち入りはお控え下さい。  
農場に立ち入り、畜舎に触れたり、サルファーズなどの土のついた靴をお持ちの方は、帰国時に動物検疫所のカウンターにお立ち寄りください。

Your shoes need to be disinfected on arrival at Japan.  
Please refrain from visiting farms keeping livestock (cattle, pig, sheep, goat etc.).  
Passengers who have visited a farm, or been in contact with livestock or who have shoes contaminated with soil such as golf shoes should stop at the Animal Quarantine Service.

詳しくは、下記へお問い合わせ下さい。  
農林水産省 動物検疫所  
<http://www.maff.go.jp/aqs>

口蹄疫に感染した牛（奈良 吉野町）  
<https://www.wildfmd.net/kyouso/pre/>



## リーフレット

（日本語、英語、韓国語、中国語、台湾語）

# 動物検疫に関する国民への注意喚起

- ・ 空海港の旅客ターミナルでのポスター、リーフレット、アナウンス、ビデオ等による出国者・入国者への注意喚起
- ・ ホームページ、インターネット広告等による国民への周知
- ・ 渡航者・入国者の増加する年末年始、春節（旧正月）、ゴールデンウィーク及び夏休みに、空海港において広報キャンペーン（パンフレット配布、展示等）



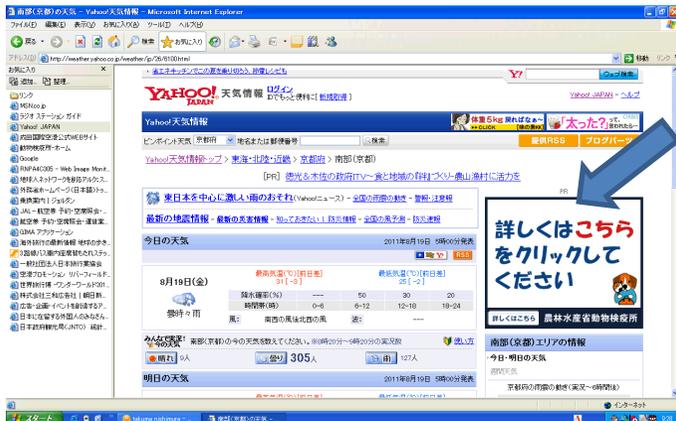
空港行きリムジンバスの背もたれステッカー



空港出発フロアの広報モニター



入国エリア（手荷物検査場）のターナーテーブルの看板設置



Yahoo! のバナー広告



出国審査場の電子看板



空港での広報キャンペーン

# 旅客の手荷物検査の強化

- ・ 口蹄疫等の発生国からの畜産物の持ち込み禁止
- ・ アジア便を中心に、検疫探知犬を活用した抜き打ち検査を実施（成田国際空港、関西国際空港、羽田空港に各2頭配置）

動物検疫カウンターでの手荷物検査



畜産物や犬などの動物を持ち込もうとする旅客は、動物検疫所で検査を受けなければならない。

検疫探知犬による検査



(参考) 空海港での荷物検査における、持ち込むことができない畜産物の国別の摘発実績  
(探知犬が端緒となった例を含む)

(23年実績)

1	中国	18,176 件
2	台湾	2,525 件
3	フィリピン	1,994 件

主な持ち込み品：ソーセージ・鶏肉等



# 空海港における靴底消毒・車両消毒・携帯品消毒

- ・国際線の到着する全ての空海港（約80か所）において、入国者の靴底消毒を実施。



到着エリアの入国審査場エリアやボーディングブリッジなど、全ての旅客が通過する場所に消毒薬の浸透したマットを設置



ポスターやアナウンスによる周知



フェリーターミナル

- ・口蹄疫等の発生国からフェリーにより上陸する車両は、消毒用マットの設置に加え、国内発生時の消毒ポイントと同様、タイヤ周りの噴霧消毒を実施。

- ・入国者の手荷物で持ち込まれる靴等についても、動物検疫カウンターでの消毒を実施。



車両用消毒マット



噴霧消毒

携帯品（ゴルフシューズ等）の消毒実績  
（平成23年10～12月）

	宮崎空港	鹿児島空港
10月	531件	212件
11月	448件	360件
12月	564件	592件
計	1,543件	1,164件



# 入国者への質問制度の導入

家畜伝染病予防法が改正され、平成23年10月から、口蹄疫やアフリカ豚コレラの発生国からの全ての直行便を対象に、航空機内・船内アナウンス等により、海外での訪問歴や日本国内での予定について質問を実施。一部の便については、質問票を配布。

質問該当者は、入国時に、手荷物引き取り場内にある「動物検疫カウンター」で、必要に応じて手荷物の消毒や衛生指導を実施。

